

臨時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月18日（月曜日）
午後4時（受付開始：午後3時）

開催場所

東京都中野区中央四丁目5番3号
当社本所新館
地下1階 レクチャールーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

※定時株主総会とは時間及び会場が
異なりますので、ご注意ください。

株式会社構造計画研究所
（証券コード 4748）

(証券コード4748)
発送日：2024年 3月1日
電子提供措置の開始日：2024年 2月22日

株 主 各 位

東京都中野区本町四丁目38番13号
日本ホルスタイン会館内
株式会社構造計画研究所
取締役 代表執行役会長 服 部 正 太

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 開催日時 2024年3月18日（月曜日）午後4時（受付開始：午後3時）
2. 開催場所 東京都中野区中央四丁目5番3号
当社本所新館 地下1階 レクチャールーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
なお、定時株主総会とは時間及び会場が異なりますので、ご注意ください。

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 株式移転計画承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

4. 議決権行使のご案内

2ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

-
1. 当日ご出席の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項につきましては、当社のインターネットウェブサイト (<https://www.kke.co.jp>) 又はこちらの電子提供措置専用ウェブサイト (<https://d.sokai.jp/4748/24097409/>) に掲載しております。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨及び修正前後の事項を上記各ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年3月18日（月曜日）午後4時（受付開始：午後3時）

書面（郵送）により議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年3月15日（金曜日）午後6時到着分まで

インターネットにより議決権を行使される場合



パソコンなどから議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年3月15日（金曜日）午後6時入力完了分まで

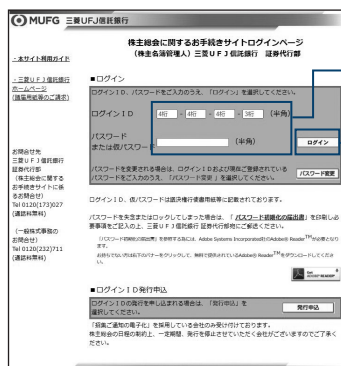
- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
フリーダイヤル 0120-173-027 (9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2024年7月1日（予定）を効力発生日として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」という。）の方法により、純粹持株会社（完全親会社）である「株式会社構造計画研究所ホールディングス」（英文：「KOZO KEIKAKU ENGINEERING HOLDINGS Inc.」以下「持株会社」という。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成の上、2024年2月13日開催の当社取締役会において決議しました。本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりです。

1. 純粹持株会社体制への移行の背景及び目的

当社は、1956年に服部正構造設計事務所として創業した後、1959年に株式会社を設立し、以降65年にわたり、お客様の個別の課題に対して、工学知に基づく付加価値の高いエンジニアリング・サービスを提供することにより、多くのお客様から信頼いただき、収益性の高いコンサルティング・ビジネスを中心に展開をしております。

近年では、構造設計のみならず、解析・防災、情報通信、製造といった分野や、人や社会を対象とした意思決定支援分野など多様な領域へ事業の対象を拡げております。

またこれまで、創業以来の受託型エンジニアリングコンサルティング業務と1980年代から開始したソフトウェアパッケージ販売サービスを中心に展開をしておりますが、近年では新しいサービス形態として、新規事業であるサブスクリプション型のクラウドサービスが当社の事業拡大に寄与しております。

今後2056年の創業100年を見据え、事業の多様化に即した自律的・機動的な意思決定と事業運営、並びに人を中心とする経営資源の適切な配分を行うことにより、グループとして持続的な成長を目指してまいります。

持株会社体制への移行は、それぞれのミッションを明確化し、より賢慮に満ちた未来社会の実現に向けて社会の未知なる課題解決にチャレンジを続け、提供価値を更に拡大し、グループ全体としての持続的成長を確かなものにするを目的とするものです。

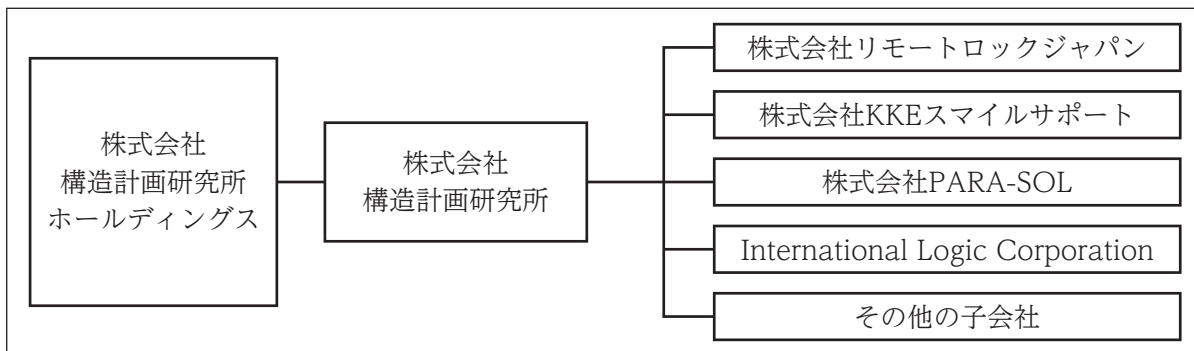
持株会社体制への移行により、株式会社構造計画研究所は従来のコンサルティング事業による安定的な収益の確保、新規事業である株式会社リモートロックジャパンは更なる成長の加速、また株式会社KKEスマイルサポート及び株式会社PARA-SOLはグループ全体に対する多様な働き方の提供をそれぞれのミッションとして、各社が連携しグループ全体で社会への提供価値を更に向上してまいります。

2. 純粋持株会社体制への移行方法及び手順

当社は、次に示す方法により、純粋持株会社体制への移行を実施する予定です。

(1) 単独株式移転による持株会社の設立

本株式移転により、2024年7月1日を成立日として持株会社を設立し、当社は持株会社の完全子会社になります。



(2) グループ会社の再編

持株会社の設立と同日に、純粋持株会社体制へ移行するため、当社の一部の子会社（以下「移行対象子会社」という。）の株式及び持分を持株会社が直接保有する形となるよう、当社が保有する移行対象子会社の株式を持株会社に対して現物配当する方法で移転することにより、下記の通りグループ内での再編を行う予定です。その後の具体的な再編方法については、検討中です。



(3) その他

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様にご当社株式の対価として新たに交付される持株会社の株式につきまして、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）スタンダード市場に新規上場（テクニカル上場）を申請する予定です。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、本株式移転の効力発生日である2024年7月1日を予定しています。

3. 株式移転計画の概要

本株式移転計画の内容については、「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

株式移転計画書（写）

株式会社構造計画研究所（以下「当社」という。）は、単独株式移転の方法により、当社を株式移転完全子会社とし、株式会社構造計画研究所ホールディングス（以下「新会社」という。）を株式移転設立完全親会社として設立する株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、以下のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条(新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、「株式会社構造計画研究所ホールディングス」とし、
英文では「KOZO KEIKAKU ENGINEERING HOLDINGS Inc.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は、東京都中野区とし、本店の所在場所は、東京都中野区本町四丁目38番13号日本ホルスタイン会館内とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、21,624,000株とする。
2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款に記載のとおりとする。

第 2 条(新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役 服部 正太
取締役 渡邊 太門
取締役 木村 香代子
取締役 郭 献群
取締役 荒木 秀朗
取締役 水野 哲博
取締役 中込 秀樹
取締役 本荘 修二
取締役 新宅 祐太郎
取締役 加藤 嘉一
取締役 根本 博史
取締役 今泉 泰彦

2. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

会計監査人 清陽監査法人

第 3 条(本株式移転に際して交付する新会社の株式及びその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主に対し、その保有する当社の普通株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式と同数の新会社の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される新会社の株式の割当てについては、基準時における当社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社の株式 1 株につき、新会社の普通株式 1 株の割合をもって割り当てる。

第 4 条(新会社の資本金及び準備金)

新会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 1,010,200,000円
2. 資本準備金の額 252,550,000円
3. 利益準備金の額 0円

第 5 条(新会社の成立の日)

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社成立日」という。）は、2024年7月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第 6 条(株主総会)

1. 当社は、2024年3月18日に、株主総会を開催し、本計画の承認及び必要な事項の決議を求めるものとする。
2. 当社は、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、前項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第 7 条(新会社の上場証券取引所)

新会社は、新会社成立日において、その発行する普通株式について株式会社東京証券取引所のスタンダード市場への上場を予定する。

第 8 条(新会社の株主名簿管理人)

新会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第 9 条(自己株式の消却)

当社は、新会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議により、当社が保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）のうち、実務上消却可能な範囲の株式を、基準時までに消却することができる。

第 10 条(事情変更)

本計画の作成後、新会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、又は本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第 11 条(本株式移転計画の効力)

本計画は、当社の株主総会において本計画の承認が得られない場合又は法令に定められた関係官庁の認可が得られない場合は、その効力を失う。

2024年2月13日

東京都中野区本町四丁目38番13号
日本ホルスタイン会館内
株式会社構造計画研究所

代表執行役会長 服部 正太
代表執行役社長 渡邊 太門

別紙

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社構造計画研究所ホールディングスと称し、英文ではKOZO KEIKAKU ENGINEERING HOLDINGS Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 技術コンサルタント業務
- (2) 建築設計及び構造設計並びに監理業務
- (3) 情報処理にかかわるソフトウェアの開発・保守及び運用業務
- (4) インターネット、ワイヤレス無線、データ解析及び情報配信システムの開発、販売並びに研究業務
- (5) 技術図書の出版業務
- (6) 技術教育セミナー等の研修業務
- (7) 不動産の賃貸業務
- (8) 新規分野開拓のための投資
- (9) 人材派遣及び紹介業務

(10) 前各号に規定する業務に附帯又は関連する業務

2 当社は、前項各号に附帯又は関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(3) 執行役

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、21,624,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役又は執行役が行う。当該取締役又は当該執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 指名委員会等

(各委員の選定)

第27条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(各委員会規程)

第28条 各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、各委員会の規程による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第29条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

第30条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役の選定)

第31条 代表執行役は、取締役会の決議によって、執行役の中から選定する。

(執行役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人の選任決議は、株主総会において、出席した株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

- 2 会計監査人の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第8章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当その他の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日とする。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第36条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2025年6月30日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

4. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

① 交付する株式数及びその割当ての相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることとしました。このため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っていません。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は、5,500,000株を予定しています。

上記新株式数は、2024年1月31日時点における、当社の発行済株式総数(5,500,000株)に基づいて記載しており、本株式移転による持株会社の設立までの間に当社の発行済株式総数が変動した場合には、実際に持株会社が交付する新株式数は変動いたします。

なお、本株式移転計画において、持株会社の成立日の前日までに開催される当社の取締役会の決議により、当社が保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)のうち、実務上消却可能な範囲の株式を、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに消却することができる旨の規定を設けております。

また、本株式移転により持株会社が設立する時点において当社が自己株式を保有する場合には、当社が保有する自己株式1株に対して、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなり、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することになりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模及び資本政策等に照らして相当であると判断しています。

(2) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は現在のところ生じていません。

5. 持株会社の取締役となる者についての事項
持株会社の取締役となる者は、次のとおりです。

番号	氏名	経験・知見									専門性	
		知識集約型 企業経営	品質管理・ リスクマネ ジメント	採用・ 人才育成・ 評価制度	企業文化の 継承と醸成	営業・ マーケティ ング	産学連携	多様性	グローバル 連携	新規事業・ 投資	法律・ コンプライ アンス	会計・監査・ ファイナンス
1	はつ どり しょう た 服部 正太	●	●	●	●	●				●		
2	わた なべ た もん 渡邊 太門	●		●	●	●			●			●
3	き むら か よ こ 木村 香代子		●	●	●	●	●	●				
4	くお しえん ちん 郭 献群		●					●	●			
5	あら き ひで あき 荒木 秀朗		●		●	●	●					●
6	みず の てつ ひろ 水野 哲博		●	●	●		●					
7	なか ごめ ひで き 中込 秀樹							●		●	●	
8	ほん じょう しゅう じ 本庄 修二					●	●		●	●		
9	しん たく ゆう たろう 新宅 祐太郎	●							●	●		●
10	か どう よし かず 加藤 嘉一							●	●			●
11	ね もと ひろ し 根本 博史										●	●
12	いま いずみ やす ひこ 今泉 泰彦	●				●			●	●		●

はっ とり しょう た
服部 正太 (1956年5月16日生)

所有する当社の株式数…… 424,100株
第66期 取締役会出席状況… 6/6回

[略歴、地位及び担当]

1985年 7月	株式会社ボストンコンサルティ ンググループ入社	2000年 9月	同社取締役副社長
1987年 6月	株式会社構造計画研究所入社	2001年 9月	同社代表取締役副社長
1991年 4月	同社創造工学研究室室長	2002年 7月	同社代表取締役社長
1991年 6月	同社取締役	2019年 9月	同社取締役、代表執行役社長、 指名委員、報酬委員
1999年 9月	同社常務取締役	2020年 9月	同社取締役、代表執行役社長、 指名委員
		2021年 7月	同社取締役会長、指名委員
		2021年 8月	同社取締役、代表執行役会長 指名委員 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の新規ビジネスの立ち上げと成長に貢献し、現在主要3新規ビジネスの売上は、全社の2割を超える規模となりました。また、知識集約型企業組織として人的資本経営の充実が必要との認識のもと、新卒リクルートやキャリア採用にも現場レベルに出向いて自ら活動しております。今後、持株会社体制を確立し、それぞれの組織が活性化し、また次世代の経営陣に移行する為に同氏のリーダーシップは重要だと判断し、取締役候補者としたしました。

わた なべ た もん
渡 邊 太 門 (1957年1月6日生)

所有する当社の株式数…………… 25,400株
 第66期 取締役会出席状況… 6/6回

[略歴、地位及び担当]

1979年4月	株式会社日本興業銀行入行	2014年7月	株式会社構造計画研究所顧問
1999年6月	フィデュシャリー・トラスト・インターナショナル投資顧問代表取締役社長	2014年9月	同社取締役
2003年9月	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・ジャパンリミテッド取締役	2014年10月	東京海上アセットマネジメント株式会社社外取締役
2008年4月	野村アセットマネジメント株式会社常務執行役	2015年9月	株式会社構造計画研究所取締役副社長
2014年4月	同社顧問	2019年9月	同社取締役、代表執行役副社長
		2020年9月	同社取締役、代表執行役副社長、指名委員
		2021年7月	同社取締役、代表執行役社長、指名委員 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

長年金融界で育んで来た人間関係を大切に活用し、当社のエンジニアリングコンサルティングビジネスの受注拡大に尽力する同氏は、まさに当社の営業の要であります。明るい人格で社内の同僚・若手を激励し、信頼される存在でもあります。今後、組織としても次世代に繋ぎ、またこれまで付き合いのなかった新規顧客開拓に情熱をかたむけ、当社の価値創造に貢献することを期待して、取締役候補者といたしました。

[略歴、地位及び担当]

1984年 4月	株式会社構造計画研究所入社	2006年 7月	同社執行役員
1995年 4月	同社創造工学部室長	2012年 9月	同社常務執行役員
2001年 7月	同社21世紀プロジェクト評価 ビジネス技術担当部長	2016年 9月	同社取締役常務執行役員
2003年 7月	同社創造工学部長	2017年 8月	同社取締役専務執行役員
		2019年 9月	同社取締役、専務執行役
		2020年 9月	同社取締役、専務執行役、 報酬委員
		2021年 8月	同社取締役、執行役副社長、 報酬委員 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

熊本構造計画研究所開設時に一期生として入社後、意思決定グループのリーダーとして、人間行動や組織評価のプロフェッショナルである同氏は、社内の人的資本の活性化の制度設計においても大いに貢献してきました。約4分の1の女性エンジニアを代表する存在でもあり、多様性のある勤務環境や個人別の評価制度の浸透は、当社が21世紀の知識集約型企業として将来高い評価を受けるべき礎を築きました。制度設計の確立・浸透のために、余人をもって代えがたい人物として、取締役候補者といたしました。

ぐお
郭 しえん ちん
献 群

(1962年5月27日生)

所有する当社の株式数…………… 8,600株
第66期 取締役会出席状況… 6/6回**[略歴、地位及び担当]**

1991年7月	株式会社構造計画研究所入社	2016年9月	同社取締役執行役員
2007年8月	同社上海駐在員事務所所長	2017年8月	同社取締役常務執行役員
2014年9月	同社執行役員	2019年9月	同社取締役、常務執行役
		2021年8月	同社取締役、専務執行役
		2022年9月	同社取締役 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

当社の創業時からの生業である構造設計業務を担ってきた構造エンジニアである同氏は、日本への留学後博士号を取得し当社に参画しました。国内はもとより母国中国でも著名な構造エンジニアであります。構造設計業務の着実な業務拡大に向けて、今後も益々の活躍が期待されます。当社に勤務する約7%の外国籍所員を代表して、多様な視点からの提言も期待されます。以上の観点から、取締役候補者いたしました。

番号

5

あら き ひで あき
荒木 秀朗 (1963年8月26日生)

所有する当社の株式数…… 23,700株
第66期 取締役会出席状況… 6/6回

[略歴、地位及び担当]

1989年4月	株式会社構造計画研究所入社	2009年7月	同社執行役員
1998年4月	同社熊本構造計画研究所 CAD技術部応用力学室長	2012年9月	同社常務執行役員
2003年7月	同社耐震技術部長	2015年9月	同社取締役常務執行役員
2008年7月	同社本社管理ユニット 企画部長	2017年8月	同社取締役専務執行役員
		2020年7月	同社専務執行役
		2022年9月	同社取締役、監査委員 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

同氏は、熊本構造計画研究所に入社後、主に解析業務のエンジニアとして活躍し、第65期からは監査業務担当取締役として貢献されています。現場経験とともに、営業・企画・管理業務などほぼ全ての部署での勤務経験があることは、今後当社が新しい持株会社体制に移行しても、適格な監査をグループ全体で行っていくために必須な要件です。以上の観点から、取締役候補者としたしました。

番号

6

みずの てつひろ
水野 哲博 (1962年5月29日生)

所有する当社の株式数…… 28,100株
第66期 取締役会出席状況… 4/4回*

[略歴、地位及び担当]

1987年4月	株式会社構造計画研究所入社	2005年7月	同社熊本構造計画研究所長
1995年4月	同社CAD技術部CAD開発 室長	2012年9月	同社常務執行役員
2003年7月	同社デザインソリューション 部長	2015年9月	同社取締役常務執行役員
2004年7月	同社執行役員	2017年8月	同社取締役専務執行役員
		2019年9月	同社専務執行役
		2023年9月	同社取締役 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

長年、住宅業界向け、あるいは製造業向けのシステムコンサルティング業務に従事し、富野壽元社長が主導したソフトウェア品質保証の理念を引き継いだ同氏は、当社が提供するソフトウェア品質の守護神でもあります。絶え間ない品質の向上に拘りを持ち続ける同氏の存在は当社の品質保証の要であり、富野壽元社長の理想を実現するために、取締役候補者としたしました。

* 2023年9月7日の取締役就任以降の出席状況を記載しております。

[略歴、地位及び担当]

1967年4月	東京地方裁判所判事補任官	2017年9月	同社社外取締役（監査等委員）
1999年1月	水戸地方裁判所長	2018年6月	学校法人大東文化学園 理事長（現任）
2002年7月	東京家庭裁判所長	2019年9月	株式会社構造計画研究所社外 取締役、指名委員、報酬委員
2005年1月	名古屋高等裁判所長官	2020年9月	同社社外取締役、指名委員 （現任）
2006年6月	名古屋高等裁判所長官退官	2022年7月	中込法律事務所 代表弁護士 （現任） （現在に至る）
2006年7月	弁護士登録 ふじ合同法律事務所入所		
2008年4月	大東文化大学法科大学院特任教授		
2012年9月	株式会社構造計画研究所監査役		

[重要な兼職の状況]

学校法人大東文化学園 理事長

社外取締役候補者とした理由

同氏の法曹界での長年の活躍は衆目の一致するところですが、長年裁判官業務を担ったあと、現在は弁護士としても多くの企業不祥事の案件で第三者委員会の委員長を委嘱されました。当社においても、ガバナンスのあり方について貴重なアドバイスをされ、今回の持株会社体制への移行にも大所高所から意見表明されています。また、同氏はイノベーションのあり方についても深い知見をお持ちで、法律と技術の両面で適格なアドバイスをされました。以上の観点から、社外取締役候補者としたしました。

[略歴、地位及び担当]

1987年4月	株式会社ポストンコンサルティンググループ入社	2004年1月	米国ジェネラルアトランティックLLC 日本代表
1993年9月	米国コンピュータ・サイエンス・コーポレーション入社	2007年4月	リーマン・ブラザーズ証券株式会社投資銀行本部シニア・バイス・プレジデント
1995年7月	株式会社CSK入社 経営企画室マネージャー、社長付	2009年4月	多摩大学大学院 客員教授(現任)
1998年7月	本荘事務所設立 代表(現任)	2016年9月	株式会社構造計画研究所社外取締役
		2019年9月	同社社外取締役、指名委員、報酬委員
		2020年9月	同社社外取締役、指名委員(現在に至る)

[重要な兼職の状況]

多摩大学大学院 客員教授

社外取締役候補者とした理由

同氏は、経営コンサルティング業務の経験をベースにさまざまなスタートアップ企業へのアドバイスに関わってきました。当社の取締役会への参加だけでなく、社内の新規ビジネスの立ち上げの打合せにも積極的に参加して、適格なアドバイスをされ、大変ありがたい存在です。今後とも、新しい挑戦を目指し、社会での価値創造を当社が提供する側面でも同氏の存在は必要不可欠です。以上の観点から、社外取締役候補者としたしました。

[略歴、地位及び担当]

1979年 4月	東亜燃料工業株式会社（現ENEOSホールディングス）入社	2018年 4月	一橋大学大学院経営管理研究科客員教授
1999年 1月	テルモ株式会社入社	2019年 4月	一橋大学大学院経営管理研究科特任教授
2006年 6月	同社取締役執行役員	2019年 9月	株式会社構造計画研究所社外取締役、指名委員
2010年 6月	同社代表取締役社長	2020年 9月	同社社外取締役、指名委員、報酬委員 （現在に至る）
2017年 6月	参天製薬株式会社社外取締役（現任）		
2018年 3月	株式会社クボタ社外取締役（現任）		

[重要な兼職の状況]

参天製薬株式会社 社外取締役
株式会社クボタ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

医療製造分野の大企業での経営者としての実践経験が豊富な同氏は、当社の取締役会でも、常に適格な発言で経営方針のあり方を導いていただいています。特に公開企業としての取締役や執行役の役割の重さを指摘され、常に組織は改革、改善、改良を目指すべきと、アドバイスをされています。また指名委員会の委員長として次世代経営者候補へのヒアリングを通して、当社の世代交代を主導されています。こうした活躍を継続していただくため、社外取締役候補者といたしました。

[略歴、地位及び担当]

1979年4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2019年9月	株式会社TPO顧問（現任） 株式会社構造計画研究所 社外取締役、監査委員
2004年8月	株式会社東京三菱銀行中近東 総支配人兼バハレーン支店長	2020年9月	株式会社構造計画研究所 社外取締役、監査委員、 報酬委員（現任）
2006年10月	株式会社三菱東京UFJ銀行丸 の内支社長	2021年6月	東京グリーン富里カレドニアン 株式会社社外取締役 （現任） 株式会社ファーストパートナ ーズ・キャピタル代表取締役 （現任）
2008年4月	香港上海銀行ヘッド・オブ・ バンキング、ジャパン	2023年1月	グロブナーリミテッド日本に おける代表者兼相談役（現 任） イートンリアルエステート株 式会社顧問（現任） （現在に至る）
2017年6月	グロブナーアジアパシフィッ クリミテッド社外取締役		
2017年7月	UBS銀行東京支店ウェルス・ マネジメント副会長		
2017年9月	株式会社ゼロ社外監査役 （現任）		
2019年8月	クレアシオン・キャピタル株 式会社顧問（現任）		

[重要な兼職の状況]

グロブナーリミテッド 日本における代表者 兼相談役	株式会社ゼロ 社外監査役
東京グリーン富里カレドニアン株式会社 社外取締役	株式会社ファーストパートナ ーズ・キャピタル 代表取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、これまで携わってきた金融界での職務経験をふまえて、多くの企業へのアドバイスをされています。当社でも監査委員会委員として監査業務に従事され、また報酬委員会でも、取締役・執行役の報酬のあり方について、当社の格差の少ない報酬体系という創業時の企業理念にそって、審議していただいています。持株会社体制への移行をふまえて、以上の観点から、社外取締役候補者といたしました。

[略歴、地位及び担当]

1979年4月	中央監査法人入所	2016年5月	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングズ 社外取締役（監査等委員）
1992年10月	中央青山監査法人パートナー	2016年6月	株式会社ジャストシステム 社外取締役
2005年7月	クリフィックス税理士法人 代表パートナー	2019年5月	株式会社マネーパートナーズ グループ社外取締役（監査等委員）（現任）
2006年6月	KISCO株式会社社外監査役 （現任）	2019年9月	株式会社構造計画研究所社外 取締役、監査委員 （現在に至る）
2012年7月	ジャパンプライベートリート 投資法人監督役員（現任）		
2015年1月	クリフィックス税理士法人 シニア・アドバイザー （現任）		

[重要な兼職の状況]

クリフィックス税理士法人	シニア・アドバイザー	株式会社マネーパートナーズグループ 社外取締役（監査等委員）
KISCO株式会社	社外監査役	ジャパンプライベートリート投資法人 監督役員

社外取締役候補者とした理由

同氏は、公認会計士業務、税理士業務を長年携わった経験から、多くの公開企業の取締役や監査役を担われました。海外のビジネスパートナーへの投資などでも的確な会計上のアドバイスをされており、また当社の経営が改善すべき諸点も取締役会等で指摘されています。当社の企業としての特色に理解は示されながらも、公開企業としての透明性を確保する意味でも大切な方です。以上の観点から、社外取締役候補者としていたしました。

番号
12

いま いずみ やす ひこ
今泉 泰彦 (1956年9月27日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
第66期 取締役会出席状況… —

[略歴、地位及び担当]

1980年4月	株式会社日本興業銀行入行	2013年7月	株式会社みずほ銀行取締役副頭取
2002年4月	株式会社みずほコーポレート銀行本店営業第七部次長	2014年4月	みずほ証券株式会社取締役副社長兼副社長執行役員
2003年3月	同社本店営業第十部次長	2016年4月	同社取締役会長
2005年4月	同社本店営業第十八部部長	2018年6月	新日鉄興和不動産株式会社取締役副社長兼副社長兼執行役員 営業推進本部長
2008年4月	同社執行役員名古屋営業部部長	2019年4月	日鉄興和不動産株式会社代表取締役社長
2010年4月	同社常務執行役員	2023年4月	同社取締役相談役
2013年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員	2023年6月	同社相談役（現任）
	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員		日本精線株式会社社外取締役（現任）
	株式会社みずほコーポレート銀行取締役副頭取		（現在に至る）

[重要な兼職の状況]

日鉄興和不動産株式会社 相談役
日本精線株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、我が国の三大メガバンクグループの経営の中核で活躍され、当該グループの証券会社の経営にも携われ、さらに有力不動産会社のトップも務められた経験豊富な経歴を有される方です。今回の社外取締役就任により、持株会社化した当社のグループ経営についても適切なアドバイスをいただき、当社の中期的な経営の安定化に貢献いただけると期待されることから、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 持株会社の取締役となる者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定もありません。
2. 指名委員会、報酬委員会、監査委員会の各委員会の構成は未定です。
3. 中込秀樹氏、本荘修二氏、新宅祐太郎氏、加藤嘉一氏、根本博史氏、今泉泰彦氏は、社外取締役となる者であります。
4. 取締役の任期は、2024年7月1日から2025年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、中込秀樹氏、本荘修二氏、新宅祐太郎氏、加藤嘉一氏、根本博史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額としております。中込秀樹氏、本荘修二氏、新宅祐太郎氏、加藤嘉一氏、根本博史氏、今泉泰彦氏の選任が承認された場合は、持株会社と各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、中込秀樹氏、本荘修二氏、新宅祐太郎氏、加藤嘉一氏、根本博史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。持株会社が設立され、各氏の選任が承認された場合は、持株会社は中込秀樹氏、本荘修二氏、新宅祐太郎氏、加藤嘉一氏、根本博史氏、今泉泰彦氏を独立役員とする予定であります。
7. 持株会社は、当社及び当社の全ての子会社の取締役を含む当社役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定です。取締役となる者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補償することとしております。但し、被保険者が違法に利益若しくは便宜を得た場合、又は、犯罪行為、不正行為、詐欺行為若しくは法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害の場合には補償の対象としないこととしております。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項
 持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりです。

名称	清陽監査法人
主たる事業所の所在地	東京都港区西新橋1丁目22番10号 西新橋アネックスビル2階
沿革	2011年2月 設立 2016年7月 九段監査法人と合併 2018年12月 英国に本部を置くBaker Tilly Internationalに加盟
構成人数	代表社員：12名 社員：6名 公認会計士：55名 公認会計士試験合格者：2名 その他（USCPA、IT専門家含む）：11名 合計：86名（2024年1月末現在）
出資金	17百万円

(注) 清陽監査法人を持株会社の会計監査人候補とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性及び適切性を有しており、持株会社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する品質管理体制を備えていること等を総合的に判断したためです。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第14条において、定時株主総会の基準日を定めておりますが、本株式移転により当社の株主は持株会社1名のみとなりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条を削除するものであります。

また、本株式移転により当社の株主は持株会社のみとなり、また、当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そのため、現行定款第16条を削除するものであります。

さらに、これらの変更に伴い、現行定款第15条を1条、第17条以下の各条項を2条ずつ繰り上げるものであります（これらの定款の一部変更を総称して、以下「本定款変更」という。）。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において本株式移転に係る株式移転計画が承認可決されること、並びに2024年6月30日までに当該株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2024年7月1日にその効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

本定款変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

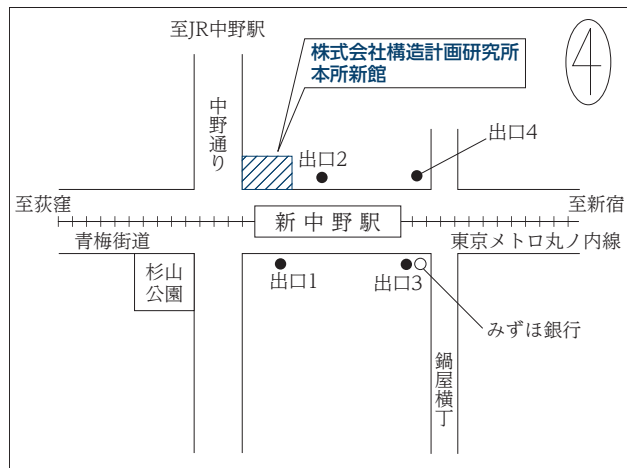
現行定款	変更案
<p><u>(定時株主総会の基準日)</u> <u>第14条</u> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第16条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第15条～第37条 (現行どおり)</p>

以 上

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都中野区中央四丁目5番3号
当社本所新館 地下1階レクチャールーム

※定時株主総会とは会場が異なりますので、ご注意ください。



交通のご案内

東京メトロ丸ノ内線 新中野駅下車すぐ。

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。